

【市道】道路占用許可申請時の提出書類

道路（市道）を掘削し給水（配水）管を埋設する場合、道路占用許可申請が必要です。下記書類を八街市水道事業へ提出願います。

舗装（復旧）構造等については道路管理者と事前に協議すること。

記

●申請時

- 道路占用許可申請書【2部】（取り出し時は、占用物件欄に給配水管の別を記載）
- 位置図【2部】
- 案内図【2部】
- 計画平面図【2部】
（掘削ライン、舗装復旧ライン、埋設管位置、掘削面積・本復旧面積・影響面積を記載）
- 断面図【2部】（埋設管の位置・路盤構成を記載）
- 現場写真【2部】（掘削ライン・舗装復旧ライン・埋設管位置を記載）

- 道路工事等協議書【4部】
- 方法又は形態【4部】
- 位置図【4部】
- 保安施設図【4部】
- 交通措置図【4部】（片側交互通行の際に必要な、工事案内看板等の設置位置を記載）
- 迂回路案内図【4部】（通行止めの際に必要な、工事案内看板等の設置位置を記載）
- 区長同意書【4部】（通行止めの際に必要な）

●工事着手前

- 工事着手届【2部】
- 工事工程表【2部】
- 道路使用許可書(写)【2部】

●工事完成後

- 工事完成通知書【2部】
- 工事写真【2部】
- 計画平面図【2部】（軽微な変更箇所は、朱書き見え消し）

※本復旧時の工事写真は、合材温度の品質管理が必要です。納品時の納品書の写し(合材の出荷温度の記載があること)、現場到着温度(写真)、初期転圧前温度(写真)を提出願います。

参考：千葉県土木工事基準仕様書・施工管理基準・品質管理基準・写真管理基準に準拠する。

【国県道】道路占用許可申請時の提出書類

道路（国県道）を掘削し給水（配水）管を埋設する場合、
道路占用許可申請が必要です。下記書類を八街市水道事業へ提出願います。

提出に必要な書類や舗装（復旧）構造等については道路管理者と事前に協議すること。

記

●申請時

- 道路占用許可申請書【3部】（取り出し時は、占用物件欄に給配水管の別を記載）
- 位置図【3部】
- 案内図【3部】
- 計画平面図【3部】
（掘削ライン、舗装復旧ライン、埋設管位置、掘削面積・本復旧面積・影響面積を記載）
- 断面図【3部】（埋設管の位置・路盤構成を記載）
- 現場写真【3部】（掘削ライン・舗装復旧ライン・埋設管位置を記載）
- 方法又は形態【3部】
- 保安施設図【3部】
- 交通措置図【3部】（片側交互通行の際に必要、工事案内看板等の設置位置を記載）
- 迂回路案内図【3部】（通行止めの際に必要、工事案内看板等の設置位置を記載）
- 区長同意書【3部】（通行止めの際に必要）
- 側溝下等を推進工法により施工する際は使用する器具のカタログ【3部】

●工事着手前

- 道路占用工事着手及び現場責任者届【2部】
- 道路占用許可書(写)【2部】
- 工事工程表 施工計画書【2部】
- 道路使用許可書(写)【2部】

●工事完成後

- 工事完了届【2部】
- 位置図【2部】
- 道路占用許可書(写)【2部】
- 計画平断面図【2部】
- 工事写真【2部】
- その他道路管理者が求める書類

※本復旧時の工事写真は、合材温度の品質管理が必要です。納品時の納品書の写し(合材の出荷温度の記載があること)、現場到着温度(写真)、初期転圧前温度(写真)を提出願います。

参考：千葉県土木工事基準仕様書・施工管理基準・品質管理基準・写真管理基準に準拠する。